

事業認定申請図書等作成要領

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第16条に規定する事業認定申請、第39条に規定する裁決申請及び第47条の3に規定する明渡裁決申立に係る事業認定申請図書、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成について適用する。

第2章 事業認定申請図書の作成

第1節 協議用資料の作成

(協議用資料の作成)

第2条 協議用資料の作成は、次条から第20条までに定めるところにより行うものとする。

(境界等の調査及び確認)

第3条 協議用資料の作成に当たり、あらかじめ、県、郡、市、町村、大字及び字の名称並びにその境界について、用地実測図、公図、土地登記簿等を調査及び確認するものとする。

(土地面積及び主な物件の数量の概数積算)

第4条 用地実測平面図等を基に、起業地内のすべての土地等の実測面積の概数(10㎡又は100㎡単位)及び主な物件の数量の概数を、本体事業、関連事業又は附帯工事の別、現況地目別、収用又は使用の別に積算するものとする。

(法4条地等の調査)

第5条 起業地内に次の各号に掲げる土地がある場合には、関係官公署、事業所等の管理台帳等を基に、当該各号に掲げる事項の調査をし、かつ、現地において調査及び確認をするものとする。

- 一 法第4条に規定する土地(以下「法4条地」という。)
所在地、名称、規格及び規模
- 二 土地の利用について法令の規定による制限がある土地(以下「法令制限地」という。)
区域及び面積並びに制限の根拠法令及び該当条項

(事業認定申請書の作成)

第6条 事業認定申請書の様式は、別記様式第1とする。

2 法第18条第1項第4号に掲げる事業の認定を申請する理由は、次の各号に掲げる事項とし、その要旨を簡明に記載するものとする。

- 一 事業が法第3条各号の一に掲げるものに関する事業であること

- 二 事業計画の内容及び目的
 - 三 事業の施行に関して、免許、許可又は認可が必要である場合、議会又は取締役会の議決が必要である場合等にあつては、当該処分又は手続の状況
 - 四 収用又は使用しようとする対象物(例えば、土地、○種漁業権等)及び土地所有者等の概数
 - 五 事業の認定の申請に至った用地交渉の概略及び用地が取得できない理由(例えば事業計画の理解が得られないためか、補償金額の折り合いがつかないためか等。この場合に、用地交渉に着手していないときは、その旨)
- 3 事業が関連事業又は附帯工事に関するものであるときは、前項各号の事項には、これらの事業についても記載するものとする。

(事業計画書の作成)

第7条 事業計画書に記載する内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業計画の概要
 - 二 事業の開始及び完成の時期
 - 三 事業に要する経費及びその財源
 - 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
 - 五 収用又は使用の別を明らかにした、事業に必要な土地の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
 - 六 起業地を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由
- 2 事業が関連事業又は附帯工事に関するものであるときは、前項各号の事項には、これらの事業についても記載するものとする。

(起業地表示図の作成)

第8条 起業地を表示する図面は、次の各号に掲げる図面について当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

- 一 起業地位置図
縮尺は25,000分の1(25,000分の1がない場合は、50,000分の1)とし、一般図を用いる。
- 二 起業地表示図
縮尺は100分の1から3,000分の1とする。この場合において、ダム事業等であつて起業地の土地利用が低い場合には2,500分の1から3,000分の1の工事平面図を用いる。この場合において、起業地の収用の部分は薄い黄色、使用地は薄い緑色、収用又は使用する物件は薄い赤色、手続を保留する起業地は黒の斜線で明確に表示し、県、郡、市、町村、大字及び字の名称並びにその境界を明確に表示する。

(事業計画表示図の作成)

第9条 事業計画を表示する図面は、次の各号に掲げる図面について当該各号に掲げるところによるものとする。

- 一 平面図
前条第2号の起業地表示図を併用する。

二 横断面図

縮尺は100分の1から1,000分の1までの範囲とし、幅員構成等の標準的な横断面図を作成する。

三 縦断面図

トンネル、導水路等の場合に必要に応じて作成する。

四 その他の構造図

道路事業にあつては橋梁一般図、ダム事業にあつては側面図、上流面図、下流面図等を作成する。

(関連事業の施行についての協議書の作成)

第10条 事業が関連事業の施行に係るものである場合において、当該事業に係る施設の本来の管理者から法第18条第2項第3号の意見を求めるときの協議書の様式は、別記様式第2とし、当該管理者ごとに作成するものとする。

2 前項の規定は、当該事業の施行が道路法第22条、河川法第18条等の法令の規定によるものについては適用しない。

(法4条地表示図等の作成)

第11条 起業地内に法4条地が存する場合においては、次の各号に掲げる図面等について当該各号に掲げるところにより作成するものとする。

一 法4条地表示図

第8条第2号の起業地表示図を併用し、それぞれの土地等に色分け着色(黄色、緑色、赤色及び黒色を除く。)し、かつ、番号を付して明確に表示するものとする。ただし、法4条地が多数存在し、起業地の表示に支障を来す場合については、当該表示図を併用しないことができるものとし、当該表示図の作成に使用する図面と同じものを使用する。

二 法4条地調書

法第4条に規定する土地に関する調書の様式は、別記様式第3とする。この場合において、当該調書の番号と前号の図面の番号を整合させる。

三 法4条地の管理者への意見照会書

法4条地の管理者から法第18条第2項第4号の意見を求めるときの意見照会書の様式は、別記様式第4とし、当該管理者ごとに、第1号に準じた図面及び前号に準じた調書を添付する。ただし、既に法4条地の管理者が道路管理者等から占有許可、使用承諾等を得ているときは、この限りでない。

(法令制限地の管理者への意見照会書の作成)

第12条 起業地内に法令制限地が存する場合において、当該法令制限地の管理者から法第18条第2項第5号に規定する意見を求めるときの意見照会書の様式は別記様式第5とし、当該管理者ごとに作成するものとする。この場合においては、必要に応じて当該法令制限地を表示した図面を添付するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から許可、承認等を得ているときは、適用しない。

(事業の施行に関する行政機関への意見照会書の作成)

第13条 事業の施行に関し行政機関の免許、許可又は認可等の処分が必要な場合において、当該行政機関から法第18条第2項第6号の意見を求めるときの意見照会書の様式は、別記様式第6とし、当該行政機関ごとに作成するものとする。

2 前項の規定は、既に行政機関から免許、許可又は認可等を得ているときは、適用しない。

(手続の保留の申立書の作成)

第14条 起業地の一部又は全部について手続の保留を行う場合においては、手続の保留の申立書を作成するものとし、その様式は、別記様式第7とする。

(参考資料の作成)

第15条 法第20条各号に掲げる事業認定の要件に該当している旨を説明する参考資料として、次の各号に掲げる資料について当該各号に掲げる書類等を作成するものとする。

一 収用適格事業に関する資料

イ 道路事業にあつては、区域決定関係書類等

ロ 河川事業にあつては、工事実施基本計画及び工事実施全体計画（国土交通大臣管理に係る河川に限る。）

二 収用又は使用の必要性に関する資料

残件調書及び残件箇所表示図。この場合において、残件箇所表示図は、起業地表示図の作成に使用する図面と同じものを使用し、残件箇所を赤色で明確に表示すること

三 事業計画に関する資料

イ 道路事業にあつては、路線概要図(事業概要図)、構造及び幅員の説明資料、計画交通量に関する資料等

ロ 河川事業にあつては、水系概要図、施設の構造の説明資料、計画高水流量に関する資料等

四 経費に関する資料

イ 起業者以外の者が用地取得を行う場合にあつては、起業者と用地取得を行う者との間の協定書、覚書、用地取得を行う者の予算措置の状況を明らかにする書類等

ロ その他予算措置の状況を明らかにする書類等

五 公益性に関する資料

事業計画書に記載した事業の施行を必要とする公益上の理由を説明する写真、その他の書類

六 土地利用の合理性に関する資料

イ 道路事業にあつて、都市計画決定されていない場合には、ルート比較図、ルート比較表等、都市計画決定されている場合には、コントロールポイント図、都市計画図、都市計画決定告示等の写し、施設の構造、幅員がわかる書類

ロ 河川事業にあつて、都市計画決定されていない場合には、ルート比較図、ルート比較表、コントロールポイント図等、都市計画決定されている場合には、コントロールポイント図、都市計画図、都市計画決定告示等の写し、施設の構造、幅員がわかる書類

七 法令制限地に関する資料

法令制限地表示図

八 手続保留に関する資料

手続保留を行う理由書

九 その他必要と認められる書類

(取りまとめ方法及び作成部数)

第16条 第6条から第15条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめて、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本し、その作成部数は3部とする。

第2節 事業認定本申請図書の作成

(事業認定本申請図書の作成)

第17条 事業認定本申請図書の作成は、事業認定庁との事前協議に基づいて行うほか、次条から第20条に定めるところにより作成するものとする。

(境界等の再確認)

第18条 事業認定本申請図書の作成に当たり、県、郡、市、町村、大字及び字の名称並びにその境界、法4条地並びに法令制限地の変更等の有無について、再度確認をするものとする。

(意見書等の確認)

第19条 法第18条第2項に掲げる関連事業を施行する必要が生じたことを証する書面、法4条地の管理者の意見書、法令制限地に係る行政機関の意見書及び事業施行に関する行政機関の免許、許可又は認可等の処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書の内容等について、確認をするものとする。

(取りまとめ方法及び作成部数)

第20条 事業認定本申請図書は、第16条に準じて取りまとめるものとし、作成部数については、関係する市町村の数に5を加えた部数とする。ただし、参考資料については、3部とする。

第3章 裁決申請図書の作成

(裁決申請書の作成)

第21条 裁決申請書の様式は、別記様式第8とする。

(事業計画書の作成)

第22条 事業計画書は、事業の認定の告示を受けた事業にあつては事業認定申請書に添付した事業計画書とし、その他の事業にあつては第7条の規定に準じて作成するものとする。

(起業地及び事業計画表示図の作成)

第23条 起業地及び事業計画を表示する図面は、事業の認定を受けた事業にあつては事業認定申請書に添付した図面、その他の事業にあつては都市計画事業等の許可、承認等の申請書に添付した図面とする。

(法第40条第1項各号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第24条 法第40条第1項第2号に掲げる書類の様式は、別記様式第9とする。

(規則第17条第2号イの証明書の作成)

第25条 法第40条第2項の規定により不明裁決を申請する場合においては、起業者が過失がなくして土地所有者又は関係人を知ることができない旨の証明書を作成するものとする。

(参考資料の作成)

第26条 裁決申請書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成する。

- 一 収用し又は使用しようとするものが土地の場合にあつては土地登記簿謄本(写)、建物の場合にあつては建物登記簿謄本(写)、立木の場合にあつては立木登記簿謄本(写)
- 二 用地交渉の経緯の説明書(未取得の理由を明らかにする。)
- 三 土地所有者及び関係人の住民票(写)(法人の場合は法人登記簿(写))
- 四 登記名義人死亡の場合にあつては、相続関係を証明するのに必要な戸籍関係書類(写)及び系統図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料(鑑定評価書、内訳明細書)
- 六 事業執行状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 七 用地取得状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 八 事業の認定の告示又は都市計画事業等の認可、承認等の告示の写し
- 九 収用しまたは使用しようとするもの及び周辺の写真
- 十 その他必要と認められる書類

(取りまとめ及び作成部数)

第27条 第21条から第25条までの規定により作成した図書等、前条の規定により作成した参考資料を取りまとめて、取り外すことが可能な方法によりそれぞれ一冊に製本するものとする。

2 作成部数は、関係する市町村の数に4を加えた部数とする。ただし、参考資料については4部とする。

第4章 明渡裁決申立図書の作成

(明渡裁決申立書の作成)

第28条 明渡裁決申立書の様式は、別記様式第10とする。

(法第47条の3第1項に掲げる事項を記載した書類の作成)

第29条 法第47条の3第1項に掲げる書類の様式は、別記様式第11とする。

法第47条の3第1項第1号に掲げる書類の様式は、別記様式第12とする。

(参考資料の作成)

第30条 明渡裁決申立図書の参考資料として、次の各号に掲げる書類等を作成する。

- 一 収用し又は使用しようとする土地に建物がある場合にあつては建物登記簿謄本(写)、立木がある場合にあつては立木登記簿謄本(写)
- 二 用地交渉の経緯の説明書(未取得の理由を明らかにする。)
- 三 土地所有者及び関係人の住民票(写)(法人の場合は法人登記簿(写))
- 四 登記簿名義人死亡の場合にあつては、相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類(写)及び系統図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料(鑑定評価書、内訳明細書)
- 六 事業執行状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 七 用地取得状況説明資料(適宜図面等を利用する。)
- 八 事業の認定の告示又は都市計画事業等の認可、承認等の告示の写し

九 明渡裁決申立対象地及び物件の写真

十 その他必要と認められる書類

(取りまとめ及び作成部数)

第31条 明渡裁決申立書に係る取りまとめ及び作成部数については、第27条の規定を準用するものとする。

(同時申請の場合の参考資料のとりまとめの特例)

第32条 裁決申請及び明渡裁決申立を同時に行うときは、参考資料のとりまとめについては、第27条及び第31条の規定にかかわらず、一冊の参考資料として調製するものとする。この場合においては、第30条第2号から第4号、第6号から第8号に掲げる資料の作成は要しない。